

COVID-19 検査における検査体制一時縮小のお知らせ

2022 年 9 月 2 日

9 月 3 日より検査体制の一部を縮小させていただきます。

これに伴い COVID-19 検査の LAMP 法検査を原則中止とし、抗原定量検査にて対応させていただきます。

尚、抗原定量検査にて「判定保留」となった場合には、規定日に改めて LAMP 法検査をさせていただきますのでご了承のほどよろしくお願いいたします。

・業務の縮小期間

2022 年 9 月 3 日から当面の間(1 週間程度を想定しております)

※延長の場合は改めてお知らせします。

医療法人済衆館 済衆館病院

理事長 今村康宏

院長 川崎晋吾

ICT(院内感染対策委員会)